

令和4年12月

第126回丹波市議会定例会
議員提出議案書

発議第4号

丹波市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会議員定数条例の一部を改正する条例

丹波市議会議員定数条例（平成18年丹波市条例第114号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の丹波市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

発議第5号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「10人」を「9人」に改め、同項第3号中「19人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期の開始の日から施行する。

発議第6号

丹波市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

丹波市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発議第7号

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議員報酬）

第2条 議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 467,000円

副議長 月額 383,000円

常任委員長 月額 362,000円

議会運営委員長 月額 362,000円

議員 月額 346,000円

第5条第2項中「6月1日を基準日とする場合においては100分の185、12月1日を基準日とする場合においては100分の195」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発議第8号

丹波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

丹波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、丹波市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び市民の信頼の確保に鑑み、議員が療養その他の理由により長期間にわたり議員としての職責を果たせない場合又は市民の信頼に反する行為をした場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号。以下「議員報酬条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本会議等 丹波市議会定例会及び臨時会の本会議並びに丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）に基づき設置された委員会並びに丹波市議会規則（平成16年丹波市議会規則第3号）に定める協議又は調整を行うための場をいう。

(2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、引き続き90日を超えて本会議等に出席できなくなった場合をいう。

(3) 公務上の災害 兵庫県町議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和44年兵庫県町議会議員公務災害補償組合条例第1号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬に、本会議等を欠席した日から本会議等に出席した日の前日までの期間に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	支給割合
90日を超える180日以下であるとき	100分の80
180日を超える365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される

月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に支給割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

- 3 第1項の規定において、当該月の議員報酬について既に支払われていた場合は、翌月の議員報酬から当該減額に係る額を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、第1項の規定は適用しない。

（期末手当の減額）

- 第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 2 基準日の前6月以内の期間に支給割合が異なる場合の期末手当額は、支給割合が低い方を適用して計算する。

（適用除外）

- 第5条 次に掲げる事由により議員が本会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。

（1）公務上の災害

（2）出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間

（3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による就業制限又は入院の対象となる期間

（4）前3号に掲げるもののほか、長期欠席の期間に含めないことにつき相当の理由があると議長が認める期間

（議員報酬の支給停止）

- 第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される处分を受けたとき又は公訴の提起を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間、議員報酬の支給を停止する。

- 2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、逮捕等の期間の日数に応じてその月の現日数を基礎として日割りにより計算した額とする。

（期末手当の支給停止）

- 第7条 議員が、基準日前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、かつ、基準日において、なお、それが継続しているときは、当該期末手当の支給を停止する。

（停止されていた議員報酬及び期末手当の支給）

- 第8条 第6条第1項及び前条の規定により、支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても同様とする。

（1）公訴の提起がされなかったとき

（2）無罪の判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したとき

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第9条 第6条第1項及び第7条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(改選後における議員報酬及び期末手当に係る効力)

第10条 この条例の規定による議員報酬及び期末手当の減額、支給停止並びに不支給については、その事由が生じた日の属する任期中に限り、その効力を有する。

(疑義の決定)

第11条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。